

## 埼玉第14次労働災害防止計画案の概要

埼玉労働局労働基準部健康安全課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 埼玉第14次労働災害防止計画案（概要）令和5年度～令和9年度

## ○ 計画の方向性

- 厳しい経営環境等様々な事情について、それらをやむを得ない事情とせず、**安全衛生対策に取り組むことが、事業者にとって経営や人材確保・育成の観点からもプラス**であると周知する等、**事業者による安全衛生対策の促進**と**社会的に評価される環境の整備**を図っていく
- 引き続き、中小事業者なども含め、事業場の規模、雇用形態や年齢等によらず、**どのような働き方においても、労働者の安全と健康を確保する**とともに、誠実に安全衛生に取り組まず労働災害の発生を繰り返す事業者に対しては厳正に対処する。

## ○ 8つの重点対策

高齢労働者の  
労働災害防止対策  
の推進

自発的に安全衛生対策  
に取り組むための  
意識啓発

労働者の作業行動に  
起因する労働災害防止  
対策の推進

社会的に評価される環境整備、  
災害情報の分析強化、DXの推進

業種別の労働災害防止  
対策の推進

陸上貨物運送事業、  
建設業、製造業、林業

多様な働き方への対応  
や外国人労働者等の労働  
災害防止対策の推進

個人事業者等に対する  
安全衛生対策の推進

労働者の健康確保対策  
の推進

メンタルヘルス、過重労働、  
産業保健活動

化学物質等による健康  
障害防止対策の推進

化学物質、石綿、粉じん  
熱中症、騒音、電離放射線

# 埼玉第14次労働災害防止計画案（概要）令和5年度～令和9年度

【計画の目標】 重点事項における取組の進捗状況を確認する指標（アウトプット指標）を設定し、アウトカム（達成目標）を定める。

## 主なアウトプット指標

## 主なアウトカム指標

○労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

・転倒災害対策（ハード・ソフトの両面からの対策）に取り組む事業場の割合を50%以上とする。等

・転倒の年齢層別死傷年千人率を男女ともその増加に歯止めをかける。

○高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

・「エイジフレンドリーガイドライン（高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）」に基づく取組を実施する事業場の割合を50%以上とする。

・60歳代以上の死傷年千人率を令和9年までに男女ともその増加に歯止めをかける。

○労働者の健康確保対策の推進

・メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を令和9年までに80%以上とする 等

・仕事等に関する強い不安、ストレス等がある労働者の割合を50%未満とする。

**死亡災害：20%以上減少**

**死傷災害：増加傾向に歯止めをかけ令和9年までに減少**

## 計画の重点対策

### 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

- ・安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境整備（安全衛生に取り組むことによる経営や人材確保・育成の観点からの実利的なメリット等について周知 ex)健康経営認定制度）
- ・労働安全衛生におけるDXの推進（ウェアラブル端末等の新技術の活用及びその機能の安全性評価についてエビデンスの収集 等）

### 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ・健康経営埼玉推進協議会を通じた転倒や腰痛の予防対策の周知、関係者と連携して対策に取り組む事業者を支援。
- ・事業主健診情報等を活用した労働者の健康保持増進の取組を推進するため、事業主健診情報の電磁的な方法での保存・管理やデータ提供を含めて、コラボヘルス推進のため、医療保険者と連携した周知を行う。 等

### 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

- ・「エイジフレンドリーガイドライン（高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）」に基づく対策の促進

### 労働者の健康確保対策の推進

- ・メンタルヘルス対策・過重労働対策の推進 等

**他、計8つの重点を定め対策を推進**

# 埼玉第14次労働災害防止計画計画案

## アウトプット指標とアウトカム指標

アウトプット指標	アウトカム指標
<b>(ア) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進</b>	
<ul style="list-style-type: none"><li>・転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を令和9年までに50%以上とする。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・増加が見込まれる転倒の年齢層別死傷年千人率を令和4年と比較して令和9年までに男女ともその増加に歯止めをかける。</li><li>・転倒による平均休業見込日数を令和9年までに40日以下とする。</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>・腰に負担がかかる重量物を取り扱う作業、不自然な姿勢を伴う作業の自動化・省力化を行う事業場の割合を令和5年と比較して令和9年までに10%以上増加させる。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・増加が見込まれる腰痛の死傷年千人率を令和4年と比較して令和9年までに減少させる。</li></ul>
<b>(イ) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進</b>	
<ul style="list-style-type: none"><li>・「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組を実施する事業場の割合を令和9年までに50%以上とする。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・増加が見込まれる60歳代以上の死傷年千人率を令和4年と比較して令和9年までに男女ともその増加に歯止めをかける。</li></ul>
<b>(ウ) 多様な働き方への対応、外国人労働者等の労働災害防止対策の推進</b>	
<ul style="list-style-type: none"><li>・母国語に翻訳された教材、視聴覚教材を用いるなど外国人労働者に分かりやすい方法で災害防止の教育を行っている事業場の割合を令和5年と比較して令和9年までに10%以上増加させる。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・外国人労働者の死傷年千人率を令和9年までに令和4年と比較して減少させる。</li></ul>
<b>(エ) 業種別の労働災害防止対策の推進</b>	
<ul style="list-style-type: none"><li>・「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する陸上貨物運送業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）の割合を令和5年と比較して令和9年までに10%以上増加させる。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・陸上貨物運送事業の死亡者数を令和9年までに令和4年と比較して20%以上減少させる。</li><li>・陸上貨物運送事業の死傷者数を令和9年までに、その増加に歯止めをかける。</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>・墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントを導入する建設業の事業場の割合を令和5年と比較して令和9年までに10%以上増加させる。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・建設業の死亡者数を令和9年までに令和4年と比較して20%以上減少させる。</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>・機械災害の防止に関するリスクアセスメントを導入する製造業の事業場の割合を令和5年と比較して令和9年までに10%以上増加させる。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・製造業の死亡者数を令和9年までに令和4年と比較して20%以上減少させる。</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>・「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を令和5年と比較して令和9年までに10%以上増加させる。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・林業の計画期間中の累計死亡者数を前期と比較して25%以上減少させる。</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>・労働災害の防止に関するリスクアセスメントを導入するビルメンテナンス業・廃棄物処理業の事業場の割合を令和5年と比較して令和9年までに10%以上増加させる。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ビルメンテナンス業・廃棄物処理業の計画期間中の累計死亡者数を、前期と比較して25%以上減少させる。</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>・小売業及び社会福祉施設を運営する事業場で4S（整理・整頓・清掃・清潔）、危険予知活動、職場内の危険の見える化等の基本的な安全衛生活動に取り組む事業場の割合を令和5年と比較して令和9年までに10%以上増加させる。</li><li>・介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を令和5年と比較して令和9年までに10%以上増加させる。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・小売及び社会福祉施設の死傷者数を令和9年までに、その増加に歯止めをかける。</li></ul>

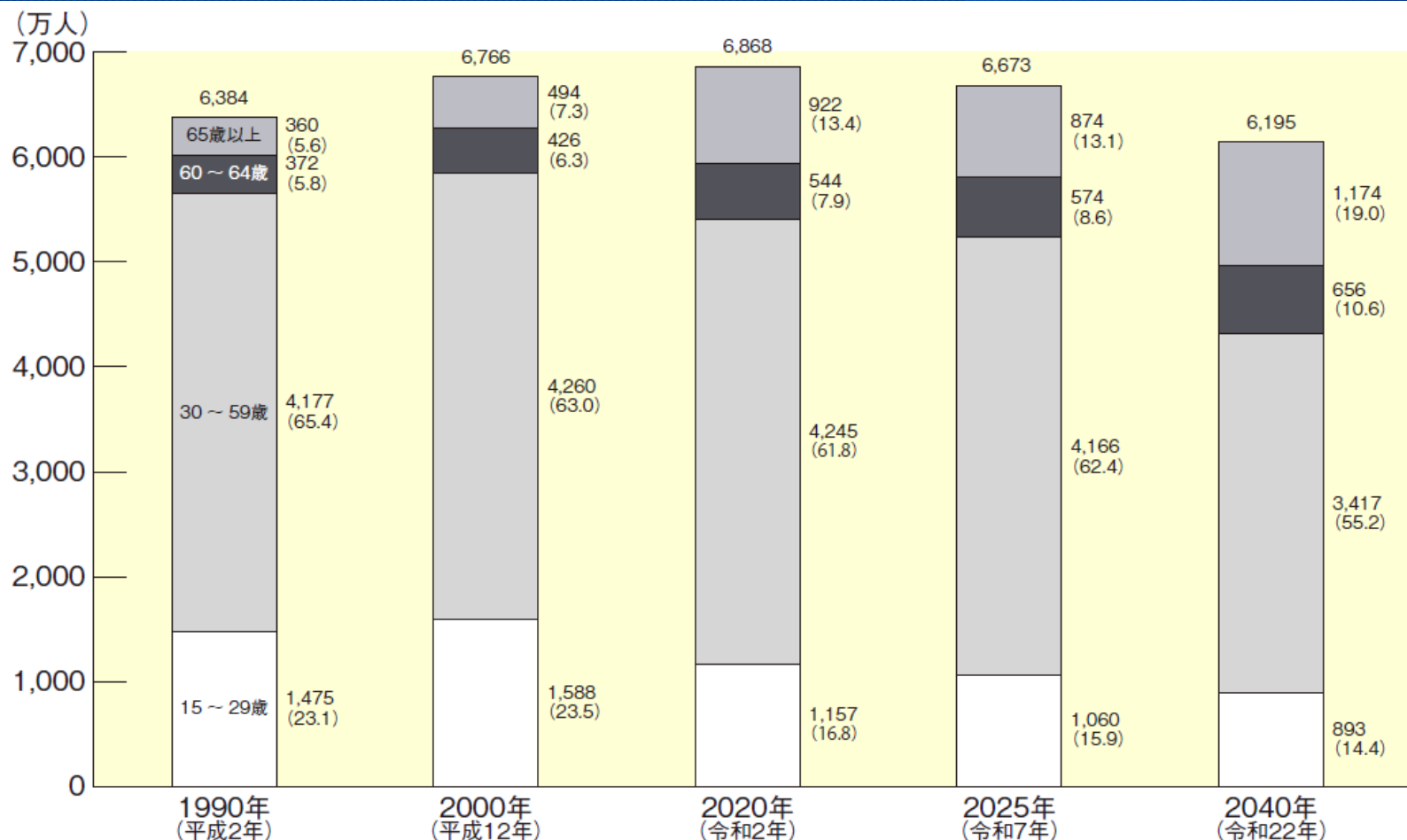
# 埼玉第14次労働災害防止計画計画案 アウトプット指標とアウトカム指標

アウトプット指標	アウトカム指標
<p><b>(オ) 労働者の健康確保対策の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・メンタルヘルス対策に取り組む事業者の割合を令和9年までに80%以上とする。</li> <li>・50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を令和9年までに50%以上とする。</li> <li>・企業における年次有給休暇の取得率を令和7年までに70%以上とする。</li> <li>・勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を令和7年までに15%以上とする。</li> <li>・事業場の健康課題を把握し、健康保持増進対策に取り組む事業場の割合を令和5年と比較し令和9年までに10%以上増加させる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を令和9年までに50%未満とする。</li> <li>・週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を令和7年までに5%以下とする。</li> <li>（指標は立てず）労働者の健康障害全般の予防につながり、健康診断有所見率等が改善することを期待</li> </ul>
<p><b>(カ) 化学物質等による健康障害防止対策の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働安全衛生法第57条及び第57条の2に基づくラベル表示・SDSの交付の義務対象となっていないが、危険性有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示、SDSの交付を行っている事業場の割合を令和7年までにそれぞれ80%以上とする。</li> <li>・労働安全衛生法第57条の3に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を令和7年までに80%以上とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を令和9年までに80%以上とする。</li> <li>・暑熱環境下での業務がある事業場で、熱中症対策に取り組む事業場の割合を令和5年と比較して令和9年までに10%以上増加させる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）の件数を平成30年から令和4年までの5年間と比較して、令和5年から令和9年までの5年間で、5%以上減少させる。</li> <li>・増加が見込まれる熱中症による休業4日以上の死傷者数の増加率※を第13次労働災害防止計画期間と比較して減少させる。</li> </ul> <p style="text-align: right;"><small>※当期計画期間中の総数を前期の同計画期間中の総数で除したもの</small></p>

上記のアウトカム指標の達成を目指した場合、死傷災害全体としては、以下のとおりの結果が期待される。

- ・死亡災害については、令和4年と比較して、令和9年においては、20%以上減少する
- ・死傷災害については、令和4年と比較して、令和9年までに増加傾向に歯止めをかけ、減少に転ずる

# (参考) 労働力人口の推移



資料：1990、2000、2020年は総務省統計局「労働力調査」、2025年、2040年はJILPT（独）労働政策研究・研修機構「平成30年 労働力需給の推計」。

- (注) 1. ( )内は構成比  
 2. 表章単位未満の位で四捨五入してあるため、各年齢区分の合計と年齢計とは必ずしも一致しない。  
 3. 2025年、2040年の推計値は、経済成長と労働参加が適切に進むケース（「未来投資戦略」を踏まえた高成長が実現し、かつ労働市場の参加が進むケース）。  
 4. 当該推計値は、「労働力調査」の2017年までの実績値を踏まえて推計しているので留意されたい。